

## はしがき

本書は、「現代の不法行為法」を解説する学際的な試みである。人がなにか不注意で他の者に損害を与えたときその償いをするとは、おそらく人類の歴史とともに古くからあることである。不法行為法も究極的には、そうしたわれわれの生活の一部にもなったこの慣行の上に基礎づけられている。しかし、現代の産業社会が作り出すさまざまな危険は、そうした素朴な対人的賠償をこえて、被害の救済の面でも、また事故そのものの抑止の面でも高度に組織化された管理を必要とする。法としての不法行為法は、それゆえ、この一方で生活世界の了解に、また他方でシステム的な機能合理性にそれぞれ基礎づけられることによって、大きな緊張を内に抱え込むことになるのである。

機能的な合理性を法に求めていくとき、法の手続きは、その本来果たすべき仕事に無用の制約を課すものと映ずるし、逆に、法のレトリックの中で生み出される新しい法理は、システムの管理能力にたえず新たな挑戦を突きつける。こうした法の危機は、また、その法によって規律される人々の生活世界の危機でもある。アメリカで「訴訟社会」が否定的に語られるとき常に念頭に置かれるのは、この「よき隣人」の了解をこえて暴走する不法行為訴訟である。また日本でも、例の「隣人訴訟」において、好意で子どもを預かった隣人が、しかもその不作為に近い不注意が責任を問われたことに、多くの人は率直にショックを感じたであろう。

こうした法と、システムと、生活世界との三元的なからみあい

の中で、現代の不法行為法が抱える問題を読み解いていこうというのが、この本書の狙いである。そもそも法というものは、社会の中でどのように働くものなのかという原理的な認識と、具体的に、不法行為法の解釈として、また制度の設計として何が今問題になっているのかという実践的な課題とのふだんの視線の往復がここでは行われている。

本書の元になったのは、91年の春と、92年の秋と2回にわたって行われたシンポジウムである。それは、民法、法社会学、法哲学、そして社会学と、それぞれの分野で現在第一線で活躍している研究者16名に集まってもらった、ある意味でぜいたくなシンポジウムである。ただ学際的な研究も、たんに人だけ集めたのでは実りある成果は出てこない。異質な視点がぶつかり合う中でそれまででない新しいものが切り出されてくるためには、まずお互いの持っているものをぶつけ合う学習の機会が必要である。われわれもこのために何度か勉強会を重ねてきた。その成果がどのように現れているかは読者の判断を待たなければならないが、自由な雰囲気の中で行われたこの勉強会は知的な刺激に満ちたものであり、本書をこえてわれわれの中に、これから法の問題を考えていく上で大きな糧として残っている。もし本書が、この勉強会を外に向かって広げるような形で読者に読まれるとしたら、この学際的なシンポジウムを、また本書を企画した者として望外の喜びである。

最後に、有斐閣編集部の酒井久雄氏には、種々お世話になった。また索引については、京都大学の南野佳代さんにお手伝いを頂いた。あわせて謝意を表したい。

1994年4月

棚瀬孝雄